

## 認定対象事業者

- (1) 一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた者（福祉輸送事業限定を含む）
- (2) 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けた者
- (3) 特定旅客自動車運送事業の許可を受けた者

（ただし、道路運送法施行規則第51条の3第1項第8号に規定する福祉自動車で、ストレッチャー又は車椅子を固定できる車両により事業を行う者）

認定に当たっては、患者等搬送事業認定基準に従って審査が行われます。搬送に使用される車両はもちろんですが、搬送に携わる乗務員も消防機関が発行する患者等搬送乗務員適任証の発行を受けた者と定められています。発行を受けるには患者等搬送乗務員基礎（定期）講習を受講し、応急手当などの技術や、感染対策などを習得しなければいけません。

## 患者等搬送事業者の要件

基本構成	車両構成	乗務員等
車両1台 ＋ 乗務員2名以上 （車椅子専用） 乗務員1名以上	1 ストレッチャー、車椅子を固定する設備 2 携帯可能な通信機器等 3 救急車と間違われない外観 （サイレン無・赤色灯無） 4 簡易な救急資器材	1 消防機関等の行う講習を受講 （患者等搬送乗務員適認証） 2 消毒 定期消毒 月1回以上 使用後消毒